令和元年第4回東広島市議会定例会について

1 会 期

令和元年11月29日(金)から12月17日(火)まで(19日間)

2 一般質問

(1) 日 程

令和元年12月10日(火)から12月13日(金)まで

(2) 質問者、質問項目(教育委員会関係)別紙のとおり。

3 議案等(教育委員会関係)

(1) 報告事項

平成30年度東広島市立の小中学校における生徒指導上の諸課題について

- (2) 議案
 - ア 特別職の職員等の給与、旅費等に関する条例の一部改正について
 - イ 請負契約の締結について
 - ウ 令和元年度東広島市一般会計補正予算(第4号)(教育委員会関係分)

令和元年第4回東広島市議会 教育委員会関係一般質問

質問者	質問項目	担当	答弁者
大道 博夫	2 地域とともにある学校づくり (1)コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)と地域学校協働活動の取り組みについてアコミュニティ・スクール設置の課題と今後の設置対応についてイ地域学校協働活動の推進に向けての取組状況と今後について	教育総務課 青少年育成課 生涯学習課	教育長
加根 佳基	2 子どもの命を守る安全対策について (1)子どもたちが移動する経路などの安全対策について ア 調査の実施対象施設や危険箇所の報告数など、緊急安全点検の 実施状況を伺う。 イ 緊急安全点検はハード面の調査だが、交通安全環境の整備とは 別に市内保育施設等に対するソフト面などの安全対策の取り組み について伺う。	学事課 指導課 健康福祉部 こども未来部	こども未来部長
	(2)集団移動などの交通安全指導について ア どのような指導教育を行っているのか伺う。 イ 保育施設ではどのぐらいの間隔で交通安全指導を開いているか 伺う。	学事課 指導課 こども未来部	
	3 東広島市におけるSNS等に起因する被害児童の現状と対策について (1) SNS等に起因する被害児童の現状と対策について ア 本市における児童生徒(小・中)学生のSNS使用状況につい て伺う。 イ SNS教育についてその現状と対策を伺う。	青少年育成課	学校教育部長
竹川 秀明	2 食品ロスの取組みの評価と展開について (1)食品ロスの削減とSDGsの関連について イ 市立の小中学校が警報発令時の朝に休校となる。米飯は前日より準備するため休校時には廃棄されていると聞くが詳細を伺う。 「つくる責任つかう責任」の視点から取組みについて同う。 (2)食品ロスの削減の新たな展開について イ 警報発令があり休校した際の米飯対応として、市立の小中学校が市内業者のマジックライスやストックライスなどを活用することで食品ロスを削減でき、防災教育にも役立つと思うが、食品ロスと防災教育の視点から見解を伺う。	学事課	学校教育部長
	3 市内小中学校体育館へ熱中症対策としてのウォータークーラーの設置について (1)市内小中学校体育館へのウォータークーラーの設置について ア 体育館へのエアコン設置が東京都を中心に進められている。しかし早期の設置は、地方においては財政的負担から遅れることが 予測される。熱中症対策として児童・生徒・避難者の生命を守る 対策が急務と考えるが見解を伺う。 イ 熱中症対策に有効な冷却水温度は5℃~15℃とのことであるが 既に設置されているウォータークーラーの現状と認識を伺う。 ウ 現状のウォータークーラーは口づけ飲水の衛生面や子どもや車 椅子の方の飲水高さ問題から利用し難しいとの声がある。今後の 展開と認識を伺う。	教育総務課	
中川修	2 未来を担う子供たちの育成について (1) 自ら考え行動する力を養うために ア ESD (持続可能な開発のための教育) の取り組みについて問う。	指導課	教育長
岩崎 和仁	3 地域と共にある学校づくりについて (1)地域と学校の連携・協働体制の必要性について ア 東広島市としてコミュニティスクールの必要性および地域と学 校の連携体制をどのように考えているかについて イ 地域と学校の連携・協働体制の構築について ウ 東広島市としての対応について	教育総務課 指導課 生涯学習課 生活環境部	市長

■質問者

大道議員

■担当

学校教育部

■質問事項

- 2 地域とともにある学校づくり
 - (1) コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度) と地域学校協働活動 の取り組みについて

ア コミュニティ・スクール設置の課題と今後の設置対応について イ 地域学校協働活動の推進に向けての取り組み状況と今後について

■質問要旨

ア コミュニティ・スクール設置の課題と今後の設置対応について

中央教育審議会の資料によると、コミュニティ・スクールを導入していない理由の多くが、「学校評議員制度や類似制度があるから」、「地域連携がうまく行われているから」、といったコミュニティ・スクールに対する不要感であるが、学校支援等の取組や学校評議員、学校関係者評価などの仕組みは、学校と地域の協働関係・信頼関係の土台となる大切な取組である。

こうした取組や仕組みを基盤とし、段階的にコミュニティ・スクールに発展していくことで、 組織的・継続的な体制が構築され、従来の取組も一層充実していくものと考える。

また、コミュニティ・スクールの機能として学校評価の機能を位置付け、学校運営協議会と学校関係者評価を一体的に推進することは、学校運営の評価・改善サイクルの充実につながる。

このように、コミュニティ・スクールの推進に当たっては、これまで各学校が培ってきた実践の内容や方法、組織を効果的・効率的に生かしていく視点が必要とされているが、本市におけるコミュニティ・スクール設置の課題と今後の設置対応について伺う。

イ 地域学校協働活動の推進に向けての取り組み状況と今後について

栃木市では、とちぎ未来アシストネットと称し、各小中学校区に学校コーディネーター(教職員)と地域コーディネーター(地域住民)を配置して、学校・家庭・地域の連携協働を推進する教育システムを構築し、コミュニティ・スクールと連動的に運用していた。

そこで、本市における地域学校協働活動の推進に向けた取組の状況と今後の計画、見直しなどについて伺う。

●答弁

はじめに、「コミュニティ・スクール設置の課題と今後の設置対応について」でございます。

コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会を設置した学校を指すものでございますが、この学校 運営協議会制度は、保護者や地域住民が、一定の法令上の権限を持ちながら学校運営に参画するための 制度であり、保護者や地域住民は、学校や教育委員会に意向を伝え、学校からも保護者や地域住民に意 向を伝えるという、相互に交流し合って、地域とともにある学校の在り方について協議するものでござ います。

平成29年4月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律改正により、国は学校運営協議会の設置を努力義務にしており、それに伴い、全国的にも設置が広がりつつあります。

学校運営協議会の設置は、「特色ある学校づくり」、「学校支援に資する学校と地域との協力関係の強化」、「学校や地域の活性化」等が効果として見込まれるところでございます。教育委員会といたしましては、ただ設置するということではなく、学校にも、地域にも有効な学校運営協議会を設置していくことが重要であると考えており、まずは、昨年4月、兼ねてより保護者・地域・学校との協働体制整備について研究と取組を進めていた東広島市立風早小学校に学校運営協議会を設置するとともに、その取組内容を広報し、市内全体への理解促進を図っているところでございます。

設置における課題についてでございますが、1点目は、学校の一部に、学校運営協議会の設置が、新たな業務を増やし、学校にとって負担になるという受け止め方があるのではないかということです。このことについては正しく目的や効果を説明し、その懸念を払拭するとともに、設置への積極的気運を高めていく必要があるということでございます。

2点目は、保護者・地域住民の皆様に対しても、学校運営協議会の役割や目的について分かりやすい 広報活動を行っていくことです。そのことにより学校教育への関心と地域の子供への教育に対する参画 意識が高まっていくことを期待しております。

また、本市で設置する学校運営協議会は、学校評価も行う事としておりますので、学校運営協議会を 設置した学校につきましては、学校評議員及び学校関係者評価委員は、委嘱しないことも周知していく 必要がございます。

今後の設置対応についてでございますが、明確な時期は決定しておりませんが、基本的には全小中学 校に学校運営協議会を設置する方向で、取り組んでまいりたいと考えております。

その中で、設置時期を明確にしている地域といたしましては、現在設置している風早小学校に続いて、 小中一貫接続教育を先進的に進めてきた高美が丘小中学校及び小中一体型施設での小学校統合を進め ている志和地域、福富地域、河内地域の小中学校に、学校運営協議会の設置を計画しており、これらの 対象地域につきましては、地域住民や保護者の皆様、学校関係者への説明と研修を行っているところで ございます。

その後の設置計画につきましては、先行して設置している学校の優れた取組を進めながら、その成果 を研究分析しつつ学校、保護者、地域の理解促進を図り、順次設置できるよう計画を進めてまいりたい と考えております。

続きまして、地域学校協働活動の取組みについてご答弁申し上げます。

本市が、地域学校協働活動として位置付けているものといたしましては、放課後に地域センターや小学校を活用し、地域の方の参画により、児童に様々な体験活動等を提供する「放課後子供教室」があり、令和元年度時点で、34小学校区のうち22小学校区で実施しておられます。

この「放課後子供教室」の活動につきましては、国の補助金を活用して活動を進めておられる方への 支援を行ってきており、今後も継続する計画にしております。

文部科学省の資料の中では、地域学校協働活動には、その他にも、「学校支援活動」「まちづくり活動」「地域活動」「子供の学習支援活動」「家庭教育支援活動」等がございます。これらの活動は、本市におきましても、様々な地域の方々によって実施しておられる事例も少なくないことから、これからは地域学校協働活動として改めて整理をし直す必要がございます。今後、どのような活動を地域学校協働活動の仕組に取り入れていけるのか、地域の特性に応じて検討を進めてまいりたいと考えております。

■質問者 加根議員 ■担当 健康福祉部、こども未来部、 学校教育部

- ■質問事項 2 子どもの命を守る安全対策について
 - (1)子どもたちが移動する経路などの安全対策について
 - ア 調査の実施対象施設や危険箇所の報告数など、緊急安全点検の実施 状況を伺います。
 - イ 緊急安全点検はハード面の調査ですが、交通安全環境の整備とは別 に市内保育施設等に対するソフト面などの安全対策の取り組みにつ いて伺います。

■質問要旨

こどもたちが犠牲となる交通事故の悲しいニュースがたくさんテレビ等で放送されています。これらの相次ぐ交通事故について東広島市ではどのように認識をされ対策を実施されているのか伺います。

ア 調査の実施対象施設や危険箇所の報告数など、緊急安全点検の実施状況を伺います。

本年5月に滋賀県大津市で発生した集団移動中の園児の交通事故を受けて、国から、保育施設等を所管する県や市町村に対し、未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検を実施する旨の指示があったと思うが、調査の実施対象施設や危険箇所の報告数など、本市における緊急安全点検の実施状況を伺う。

イ 緊急安全点検はハード面の調査ですが、交通安全環境の整備とは別に市内保育施設等に対する ソフト面などの安全対策の取り組みについて伺います。

●答弁

まず、「調査の実施対象施設や危険箇所の報告数など緊急安全点検の実施状況」について御答弁申し 上げます。

この度の緊急安全点検は、幼稚園や保育所などの子ども達が散歩など園外において集団で移動する経路の安全対策を講じる目的での実施でございます。

まず、緊急安全点検の対象となった市の所管施設数は、全体で109施設で、内訳としては、公立幼稚園が2施設、保育所が45施設、認定こども園が13施設、認可外保育施設が37施設、児童発達支援事業所が12施設でございます。

次に、緊急安全点検の結果でございます。

施設から報告があった危険箇所数は、93箇所であり、このうち、交通安全対策が必要となった箇所は、62箇所でございます。

現時点において、カーブミラーの設置や移動経路の変更など安全対策を実施済み又は実施予定の箇所は、21箇所でございます。残りの41箇所につきましても、順次対策を講じてまいりたいと考えておりますが、早期の解消が難しい箇所につきましては、市、道路管理者及び地元警察署それぞれの立場からの意見を踏まえ代替的な対応策を協議してまいります。

次に、「市内保育施設等に対するソフト面などの安全対策の取り組み」についてでございます。

現在、保育施設等におきましては、園外活動を行う際の安全管理マニュアル等を作成し、経路の下見、 引率方法、子どもたちの状況把握の仕方など安全確認をチェックリストにまとめて事前確認を徹底する ことにより、事故防止に取り組んでいるほか、非常災害時の避難など様々なケースの安全管理対策も含 めて、施設監査などの機会を通じて助言指導を行っているところであります。

また、保育所の交通安全指導の際など、地域住民の方々に園外保育に同行していただくなどの御協力をいただきながら、子どもたちの安全確保に対する取り組みも行っているところでございます。

加えて、国におきましては、先般、新たに学校等の通学路に設けられているスクールゾーンに準じて、 未就学児の安全確保に向けて、ハード、ソフトの両面から園外活動の安全を確保することを目的にキッズ・ゾーンの創設がなされたところでございます。

そうしたことから、今後、本市におきましても、この度の緊急安全点検結果や保育施設、道路管理者、 地元警察署など関係機関との協議を踏まえ、キッズ・ゾーンの設定につきまして、検討を進めていくこ ととしております。

■質問者

加根議員

■担当

こども未来部、学校教育部

■質問事項

- 2 子どもの命を守る安全対策について
 - (2)集団移動などの交通安全指導について
 - ア どのような指導教育を行っているのか伺います。
 - イ 保育施設ではどのぐらいの間隔で交通安全指導を開いていますか、 伺います。

■質問要旨

施設外活動は、園児の健やかな育ち・学びに不可欠であり各保育所・園において積極的に実施できるように安全対策に取り組んでいく必要があります。その為には行政は施設と一緒になって「子どもの安心・安全」を確保していく必要があると考えており、その対策を伺います。

ア どのような指導教育を行っているのか伺います。

信号に従って、横断歩道を渡っていても、必ずしも安全とは限らず、基本的な交通ルールを繰り返し学び、自分で自分の身を守れるよう指導する必要があると思うが、どのような指導教育を行っているのか伺う。

イ 保育施設ではどのぐらいの間隔で交通安全指導を開いていますか、伺います。 子どもたちは、毎日でも、交通安全について教わらないと身につかないと思うが、保育所、幼 稚園等では、どのくらいの頻度で指導しているのか伺う。

●答弁

まず、「どのような指導教育を行っているのか」についてでございます。

保育施設等では、交通安全の習慣などを身に付けることや、行動の仕方などについて児童に理解させていくことを目標とし、その指導に当たっては、「長期的な見通しの中での、計画的な実施」や「危険から遠ざけるだけでなく、何が危険でどうすればいいかを自ら学ぶ機会を設け、安全な行動を身につけること」が重要であると考え、安全指導を実施しておりますが、今回の大津市の事故は、安全確保を行っていたにも関わらず発生した大変痛ましい事故でございました。

このためこれまでは、紙芝居やDVDなどの視聴覚教材のほか、模擬信号機や自動車などを使用して、 交通ルール等を学ぶ機会を作っておりましたが、こうした想定外の危険にも対応できるようにするため、 危険な場所や状況をより具体的に教えるとともに、その場合の対処方法を、体を動かしながら児童自ら が学ぶことを重視し、これまで以上に隠れた危険を予測することができるよう、指導教育を行ってまい りたいと考えております。

次に「保育施設ではどのぐらいの間隔で交通安全指導を開いているか」についてでございます。

公立施設では、年間計画を立て、毎月1回交通安全指導を行っており、民間施設でもおおむね同様に 実施されているところでございます。

指導にあたりましては、年齢に応じ、子どもの視点に立って、具体的な場面を絵などで示したり、体験・実践を交えたりしながら、安全な行動をとることができるようにしております。

また、「園だより」への掲載や、保護者の集まりなどの機会を通じて、交通安全に関する指導内容が 確実に家庭・地域に伝わるように努め、日常的に対応ができるよう家庭・地域と連携した交通安全対策 に取り組んでいるところでございます。

今後とも、大切なこどもの命を守りつつ、健やかな育ちと学びを支援する環境の整備に向けて、施設と十分な連携を図りながら、家庭や地域、関係機関等と一体となって積極的に安全対策を実施してまいります。

■質問者

加根議員

■担当

学校教育部

■質問事項

- 3 東広島市におけるSNS等に起因する被害児童の現状と対策について
 - (1) SNS 等に起因する被害児童の現状と対策について
 - ア 本市における児童生徒 (小・中) 学生の SNS 使用状況について伺う。
 - イ SNS 教育についてその現状と対策を伺う。

■質問要旨

ア 本市における児童生徒(小・中)学生のSNS使用状況について伺います。

最近では、SNSに起因する誘拐事件があったばかりであり、SNSを通じて、子どもたちが 犯罪に巻き込まれる危険性が高いことを改めて痛感した。児童生徒のSNSの使用状況について、 学校は把握できているのか。本市における児童生徒のSNS使用状況について伺う。

イSNS教育についてその現状と対策を伺います。

SNSを通じた犯罪から子どもたちを守る対策として、警察庁では、SNSの利用ルールを各家庭で子どもたちと一緒に作るよう呼び掛けている。また、出会い系サイト等へのアクセスを遮断するフィルタリング機能の活用も必要である。そして、何よりもSNSには犯罪者とつながる怖さがあることを子どもたちに諭す教育が極めて重要であり、具体的な取り組みが必要であると思うが、本市のSNS教育の現状と対策を伺う。

●答弁

最初に「本市における児童生徒のSNS使用状況について」でございます。

情報化社会の進展により、インターネットに接続できる情報通信機器は多種多様になっております。 さらに、公共施設や商業施設、家庭等にWiFiが整備され、場所を問わず、インターネットの利便 性を得ることができるようになり、コミュニケーションを図る手段としてのSNS等の利用が全国的に 広まっております。

こうした環境での子供たちの実態としては、総務省の平成30年通信利用動向調査によると6~12歳の約2割、13~19歳では7割強がSNSを利用しているという結果でございました。

本市では、SNSの利用状況についての調査はございませんが、平成27年度に市内全小学校5、6年生と全中学校全生徒対象とした携帯電話・スマートフォン・ゲーム機等の情報通信機器の利用に関するアンケート調査を行っており、その結果によると、小学生5、6年の55.7%、中学生の67.0%が自由に使える情報通信機器を所持しているという結果でありました。平成30年度は、市内一斉の調査は行っておりませんが、複数の学校が独自の調査を行っております。その中で、ある程度詳細なアンケート調査を小学校4年生から中学校3年生までを対象に行っている結果を見ますと、小中学校ともにインターネットの用途として最も割合が高いのは、動画視聴やゲームで、小学生の5割強、中学生の約7割が日常的に利用している状況がございました。また、ラインについては、小学生は約2割、中学生は約半数、ツイッターやインスタグラムについては、運営会社の利用規約で、使用者は13歳以上でなくてはならないとされているものの、小学生で1割弱、中学生は約2割が利用しておりました。

これらの調査結果を見ますと、同一の調査項目がなく単純に経年比較はできませんが、全国の傾向と同様に、本市の児童生徒のSNSの使用状況についても年々増加傾向にあると認識しております。

次に、「SNS教育についてその現状と対策について」でございます。

本市の小中学校におきましては、子供に携帯電話やスマートフォン等を持たせない、学校へ持ち込ませないよう各家庭に徹底をお願いしているところでございます。しかしながら、先ほどご答弁いたしましたような使用の実態があることや、本市においてもスマートフォンやゲーム機を利用してインターネット上で見知らぬ人とメールのやりとりをしていたり、不適切な画像・動画を送りあったりというよう

な憂慮すべき事案が発生していることから、SNSの正しい利用の仕方等についての教育が大変重要であると認識しております。そのことから、ネットトラブル等を主題とした非行防止教室を、市内全ての中学校で全生徒を対象に年1回以上、小学校でも約9割の学校で高学年を対象に実施しております。

さらに、道徳の時間や学級活動・技術家庭科の授業の時間等で、インターネット利用に係るルールやマナー、利便性や危険性を正しく理解させたり、いじめや誹謗・中傷等に使用される問題点等についても、児童生徒自らが考える場を持ちながら指導してきているところでございます。

一方、SNS等に起因するトラブルを防止するためには、家庭による取組が第一であることから、PTA総会や講演会等の機会において、警察や通信事業者など専門性を有する講師を招いた保護者対象の 啓発活動を行い、家庭で子どもを守るという認識や責任感を保護者に喚起するよう取り組んでいるところです。

また、各家庭で取り組むべき内容としては、子どもが違法で有害な情報に接することのないように、フィルタリングの設定をすることや家庭のルールづくりを行い、その徹底を図ることが必要不可欠で、もっとも効果が期待される取組だと考えております。

そのため、教育委員会では昨年度、事例等を整理し、インターネット利用に伴う危険性について、児童生徒への指導や保護者への啓発の資料として、「インターネットトラブルから子どもたちを守るために」と題したリーフレットをPTA連合会と連携して作成し、各学校を通して、全家庭に配付しております。

引き続き、児童生徒がインターネット等に係る犯罪の被害者にも、加害者にもならないよう、学校と 家庭が一体となって、児童生徒に情報化社会との適切な関わり方を身に着けさせるよう支援を推進して まいります。

■質問者

■質問事項

竹川議員

■担当

学校教育部

- 2 食品ロスの取組みの評価と展開について
 - (1) 食品ロスの削減と SDGs の関連について
 - イ 市立の小中学校が警報発令時の朝に休校となる。米飯は前日より準備するため休校時には廃棄されていると聞くが詳細を伺う。
 - (2) 食品ロスの削減の新たな展開について
 - イ 警報発令があり休校した際の米飯対応として、市立の小中学校が市 内業者のマジックライスやストックライスなどを活用することで食 品ロスを削減でき、防災教育に役立つと思うが食品ロスと防災教育の 視点から見解を伺う。
- 3 市内小中学校体育館へ熱中症対策としてのウォータークーラーの設置について
 - (1) 市内小中学校体育館へのウォータークーラーの設置について
 - ア 体育館へのエアコン設置が東京都を中心に進められている。しかし 早期の設置は地方においては財政的負担から遅れることが予測され る。熱中症対策として児童・生徒・避難者の生命を守る対策が急務と 考えるが見解を伺う。
 - イ 熱中症対策に有効な冷却水温度は5°C~15°Cとのことであるが、 既に設置されているウォータークーラーの現状と認識を伺う。
 - ウ 現状のウォータークーラーは口づけ飲水の衛生面や子どもや車い すの方の飲水高さ問題から利用し難いとの声がある。今後の展開と認 識を伺う。

●答弁

はじめに、「市立の小中学校における警報発令時などの臨時休業時の米飯廃棄の詳細」についてでございます。

米飯につきましては、広島県学校給食会を通して炊飯業者3社に委託しており、それぞれの業者が直接、学校へ納品しております。その内の2社につきましては、前日の午後5時までに、残りの1社につきましては、当日の午前7時30分までに臨時休業の連絡をすれば炊飯停止をすることが可能です。本市では、原則、当日の午前7時時点での警報の発令状況により、臨時休業の決定をしており、1社を除いては、当日の炊飯停止ができないため、炊飯業者の負担で米飯を廃棄していただいております。

また、こうした対応に関する「つくる責任 つかう責任」の視点での評価についてですが、米飯は、 給食において、欠かすことのできない主食として、確実に提供しなければなりません。

したがって、臨時休業に伴う米飯の廃棄は、もったいないとは思いますが、現状では、やむを得ない ことであるとご理解いただきたいと思います。

次に、「臨時休業時のマジックライスやストックライスの活用について、食品ロスと防災教育の視点からの見解から伺う」についてでございます。

学校に一定量のマジックライスやストックライス、いわゆる「非常食」を米飯の代用として備蓄しておけば、翌日の警報発令が見込まれる場合に、あらかじめ米飯を停止することができ、この場合、当日、警報が発令されなかったとしても「非常食」を米飯の代用として活用することで、食品ロスを削減でき、防災教育に役立つのではないかというご提案がございました。

しかし、市内全児童生徒分の「非常食」を備蓄するためにかかる経費は、一人1食としても約450 万円となり、一人あたり数食分を備蓄することとなると、コスト面で大きな課題となるとともに、それ だけ、保護者への負担が大きくなります。加えて、各学校で大量の「非常食」を保管するための場所の

確保も必要となってまいります。

こうしたことから、当面は、現在の方法で米飯の提供を継続してまいりますが、食品ロスの視点から 米飯が無駄になることを防ぐために今後、様々な方法を検討してまいります。

続きまして、「市内小中学校体育館へ熱中症対策としてのウォータークーラーの設置」についてでございます。

まず、本市における最近の熱中症発症状況でございますが、小中学校において発症した児童・生徒の 人数は、平成29年度は5人、昨年度は8人、今年度は2人でございます。

これらの発症時の状況では、部活動中が8件、練習を含む運動会が4件、野外活動時が2件、学級活動中が1件となっております。発症時の場所で申しますと、屋外が12件、屋内で体育館が2件、普通教室が1件でございました。

近年の猛暑に対する各小中学校の熱中症対策の取り組みでございますが、児童生徒へ冷たい飲み物の 入った水筒持参を呼びかけるほか、熱中症指数モニター等を活用し、指数の高い日は運動を制限するな どの対策を講じております。

また、日々の健康観察の徹底や経口補水液の購入、議員ご指摘のウォータークーラーにつきましても、 13の中学校で設置されており、一定の効果をあげているものと考えております。

次に、既に設置されているウォータークーラーの現状と認識でございます。

現在、市内の小学校ではウォータークーラーは設置されておりませんが、中学校では先ほど申し上げましたとおり、13の学校で27台のウォータークーラーが設置されております。主には、部活動の時間の前後、あるいは体育大会の練習期間中において使用されておりますが、現在設置されているウォータークーラーは、6℃程度の冷水が出る機能を備えており、熱中症対策に有効な温度を満たしているものと考えております。

次に、ウォータークーラーの衛生面と飲水の高さについてでございます。

ウォータークーラーの衛生面につきましては、既に設置されている機種は、自動洗浄機能を備えており、一定の時間で自動的に機械内の水を流しています。飲み口については、こうした装置は整備されておりませんが、清掃の時間に拭き取りなどを行い、衛生を保つよう努めております。

また、飲水の高さにつきましては、現在ウォータークーラーを設置している学校では、肢体不自由の 生徒が使用する場合は、支援員がコップに水を汲むなどの方法で対応しております。本市におきまして は、児童生徒による水筒の持参が、熱中症予防の一番の対策であると考えており、今後ともこうした自 己管理の徹底や予防対策に、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

しかしながら、炎天下での部活動など激しい活動においては、水筒の持参にも限界があることから、 更なる対策としてウォータークーラーの必要性についても認識するところでございます。

今後につきましては、様々な場面を想定し、ウォータークーラーの形態や機能、あるいは熱中症防止による効果やエビデンス等を総合的に勘案しながら、検討してまいりたいと考えております。

■質問者

中川議員

■担当

学校教育部

■質問事項

- 2 未来を担う子供たちの育成について
 - (1) 自ら考え行動する力を養うために

ア ESD (持続可能な開発のための教育) の取り組みについて問う。

■質問要旨

東広島市の小中学校学カテストの結果は毎年広島県や全国平均を上回り素晴らしい結果を残している。このことは、教育委員会を始め、学校教職員の方々に敬意を払います。一方、新聞等では新卒者の離職状況についての報道がなされ、原因としては職場の環境問題等様々であると思うが、社会人として自立できる能力を身に付けることが重要である。小中学校時代に知識注入型教育だけでなく、「自ら考え行動できるカ」身に付けることが重要であると考えるが、教育委員会として、どのように考えて取り組んでいるのかを問う。

ア ESD(持続可能な開発のための教育)の取り組みについて問う。

ESDに対する認識と、ESDに結び付くような教育方針や取り組みについて伺う。

●答弁

未来を担う子供たちを育成するためには、社会人として自立できる能力を身に付けることが重要であり、変化の激しい今後の社会を担う児童生徒に必要な資質・能力として社会のためにも、「自ら考え行動する力」を身に付けることは、学校と家庭とが共に担う役割だと捉えております。

ESD、すなわち持続可能な開発のための教育につきましては、平成29年告示の小・中学校学習指導要領総則の中で、一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすると表現されております。

また、各教科においても関連する内容が盛り込まれていることから各学校において、総合的な学習の時間や各教科等の学習を通してESDを効果的に行うためには、学校全体で計画的に実践することが必要になります。

本市においては、これまで、総合的な学習の時間において、よりよい学校や地域にするために児童生徒が様々な企画やアイディアについて議論し、保護者や地域住民に提案する等、自ら考えたことを行動に移していくなどの取組を行っております。

このような学習を展開することにより、自分事として課題を捉え、解決していこうとする責任感や、 相手の考えを尊重しながら、協働的に課題を解決したり、多面的・総合的に考え、解決策を見出したり する等、児童生徒の資質・能力の育成に努めているところでございます。

さて、全米トップの大学の入学試験で、審査基準として求められているのは、「正解のない問題に、 自分らしく立ち向かって解決していく力」だと言われております。具体的には、主体性、柔軟性、想像 性、自制心、自己肯定感、自信、回復力、やり抜く力、社会性、協働性、共感力などがあり、これらは、 従来の数値で表すことのできる「学力」とは違って、数値で測ることができないことから、「非認知能 力」と呼ばれているものでございます。

これから社会を生きていく子どもたちに必要な能力は従来の「学力」に加え、人間としての基本的な力、つまり、先ほど述べました「非認知能力」にあると言われております。

「非認知能力」には、人としてのあらゆる資質が含まれており、こうした力は、成功のための重要な要因となります。自制心や想像力、自己肯定感、主体性、回復力などの非認知能力が高ければ、自分が何をすべきかを考えて主体的に参加することができ、自己肯定感や自信があれば、少しくらい失敗があっても、落ち込むのではなく次は頑張ろうと思えます。また、困難な問題にぶつかっても、くじけずに

やり抜くことができます。

本市の現在の状況を見てみますと、例えば、長年取り組んでおります「一校一和文化学習」では、一例ではございますが、各校が創意工夫を生かした総合表現活動を行っております。仲間と課題を出し合い、教え合い、支え合い、追求し合って自分たちの表現を磨き上げる姿が見られます。そこには、先生から教わるのではなく、児童生徒が自ら学ぶ姿と、仲間と協働して高め合う姿がございます。

こういった児童生徒の姿を後押ししている力こそ、従来の「学力」とは異なる非認知能力であると捉えております。

一方、日本人は他者と協力して問題を解決する協働力に優れているといわれておりますが、これから の社会、日本へは海外から様々な人々が訪れます。

そのとき、日本人はどれだけ協働性や共感力を発揮できるかが問われます。自分と違う環境で育った人、自分と違う価値観を持つ多様な人々と、一つの目的に向って力を合わせることができたとき、さらに高い目標が達成できたり、新たな価値を創造したりすることにつながるのではないかと考えております。

また、日本の青少年は、他国と比べて自己肯定感が非常に低いという結果も出ております。自己肯定感が低ければ前向きに取り組めなかったり、ネガティブな考え方に囚われたりしてしまいます。

自己肯定感を高めるためには、幼児期からの家庭教育も大きな役割をもっております。その意味で、 学校が家庭と協力して、従来の「学力」とともに、こうした「非認知能力」を伸ばしていくことが求め られます。

教育委員会といたしましては、現在策定を進めている「第5次学校教育レベルアッププラン」の中で、 未来を担う子供たちの育成に向けて、「非認知能力」である「創造性」「自律性」「協働性」といった 三つの資質・能力を身に付けることを基本目標として掲げ、各種取組について検討を進めているところ でございます。

今後、こうした取組を着実に推進していくとともに、児童生徒に数字では表せない、一生役に立つ力である「非認知能力」を育成することで、議員ご提案の「社会人として自立できる能力を身に付けさせる」ことや、社会のために「自ら考えて行動する力」の育成を図って参りたいと考えております。

■質問者 岩崎議員

■担当

生活環境部、学校教育部、 生涯学習部

■質問事項

- 3 地域と共にある学校づくりについて
 - (1)地域と学校の連携・協働体制の必要性について
 - ア 東広島市としてコミュニティスクールの必要性および地域と学校 の連携体制をどのように考えているかについて
 - イ 地域と学校の連携・協働体制の構築について
 - ウ 東広島市としての対応について

■質問要旨

- (1)地域にとって学校の存在は大変重要であると考える。又、学校においても抱える問題が複雑化・困難化しており地域と学校が連携・協働する学校運営協議会(コミュニティスクール)は必要であると考えます。これらの活動を円滑かつ継続的に進める事が出来る仕組みが必要であると考える。
 - ア 昨年度、風早小学校において学校運営協議会が設置され、コミュニティスクールが導入された。これまでの取り組みを踏まえ、コミュニティスクールの問題点や課題をどのように捉えているか伺う。
 - イ 学校と地域が連携して行う行事は、地域活動に活力を生むものであり、住民自治協議会に とって有意義と考えるがどのように考えているか伺う。

また、地域と学校の連携・協働体制の構築を支援する必要があると考えるが、市の考えを伺う。

さらに、地域と学校を結び付ける地域コーディネーターの配置により、持続可能な協働体制が構築できると考えるが、市の考えを伺う。

ウ 市長部局と教育委員会の緊密な連携が、より良い地域及び教育環境をつくることができる と考えるが、市の考えを伺う。

●答弁

まず、コミュニティ・スクールのこれまでの取組における問題点や取り組むべき課題についてでございますが、現在、本市において学校運営協議会を導入している風早小学校では、学校運営に地域の意見を反映させる体制が整えられるとともに、学校支援ボランティア制度や学校による地域貢献活動を充実させることが出来ており、取組内容については大きな成果を上げていただいております。

しかしながら、現在、学校と地域の連絡調整や地域の支援活動のコーディネートを、学校が主になって行っているところであり、学校の負担が大きくなっていることが課題であると報告を受けております。また、風早小学校は、小松原小学校、大田小学校と統合した経緯があり、学校区の中に4つの住民自治協議会がございますので、同一小学校区ということで、地域同士の連携意識が深まっているという効果が見られるものの、地域としての意見を統合するには、様々な調整が必要であるという課題も指摘されております。

次に、「地域と学校との連携・協働体制の構築について」でございます。

現在、地域のまちづくりを推進しております住民自治協議会と学校とが連携して取り組んでいる活動としましては、児童の見守り活動、防犯・防災活動、環境美化活動をはじめとした地域課題の解決へ向けた取り組みや、地域交流イベントの開催などの地域の賑わいづくりにむけた取り組みなど、地域の活性化につながる様々な取り組みを行っております。

そのような中、特に「学校」は、地域の皆様にとって、シンボル的存在であり、絆やつながりなど、 人と人とを結びつける地域の交流の場でもございますことから、市としましても、学校を中心としたこ のような取り組みは、市民協働のまちづくりや世代を超えた地域共生社会の構築を進めていく上でも大 変重要であると考えており、住民自治協議会の運営支援等を引き続き行っていくことで、地域活動の更

なる発展につなげてまいりたいと考えております。

地域と学校を結び付ける連携・協働体制の構築の支援でございますが、住民自治協議会による地域の 課題解決に向けた取り組みにおいては、地域ごとの活動実態に違いもあり、地域住民の皆様の深い御理 解と御協力が必要であるため、当面は、学校を中心に、地域と学校との連携した取り組みを上手に活用 しながら、徐々に地域学校協働活動の仕組みを整えていくことが肝要ではないかと考えております。

「地域コーディネーターの設置」についてでございますが、社会教育法第9条の7において、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に 熱意と識見を有する者のうちから、「地域学校協働活動推進員」を委嘱することができるとされております。

地域学校協働活動推進員は、地域住民と学校との連絡調整、地域学校協働活動の企画・調整を担うとともに、助言などを行うといった、地域と学校をつなぐコーディネーターの役割を担う職でございますので、議員からご提案いただいた「地域コーディネーター」と同様の意味を持つ職と捉えております。本市といたしましては、こうした役割を担う人材が地域学校協働活動を推進していく上で、大変重要であり、配置に努めてまいりたいと考えております。

次に、市長部局と教育委員会の緊密な連携の必要性についてでございます。

地域学校協働活動を進める上では、学校教育と社会教育を一体的に捉えることは勿論のこと、市民協働のまちづくりに資する取組との整合性を図ることや、個々の活動内容に対しては、部局を横断して連携する取組も必要となります。

日頃から、教育委員会と必要な情報共有をしたり、議論を行う場を設けること、例えば、総合教育会議のように、私と教育委員とがある議題に対して、協議・議論をする場もございますので、一層の連携を図ってまいりたいと考えております。